

市第 78 号議案 横浜市墓地運営等基金条例の一部改正

1 提案理由

戸塚区において新たに整備する墓地の整備の促進及び健全な運営を図ることを横浜市墓地運営等基金の目的として追加するため、横浜市墓地運営等基金条例の一部を改正します。

2 横浜市墓地運営等基金について

メモリアルグリーンにおいては、受益者負担、独立採算を原則に、使用料収入（永代使用料）を施設整備費の償還費用及び将来にわたる修繕費等の財源として確保するため、メモリアルグリーン供用開始時の平成 18 年度に横浜市メモリアルグリーン運営基金（現横浜市墓地運営等基金）を設置しました。

その後、久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地の未使用区画の再募集に伴う使用料収入を、大規模修繕等の財源として基金に積み立て、活用できるよう平成 23 年度に、また、日野公園墓地機械式の納骨堂の整備及び運営に係る財源として基金に積み立て、活用できるよう平成 27 年度に条例の一部を改正しました。

3 改正の概要

戸塚区において新たに整備する墓地については、メモリアルグリーン及び日野公園墓地機械式の納骨堂と同様に、受益者負担、独立採算を原則とし、使用料収入を施設整備費の償還費用及び将来にわたる修繕費等の財源として確保するため、横浜市墓地運営等基金条例の一部を改正します。

4 横浜市墓地運営等基金条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地(墳墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。))及び機械式の納骨堂(同条第 6 項の納骨堂をいう。))に限る。)及びメモリアルグリーンの健全な運営及び整備の促進を図るため、横浜市墓地運営等基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地(墳墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。))及び機械式の納骨堂(同条第 6 項の納骨堂をいう。))に限る。)及びメモリアルグリーン<u>並びに横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地</u>の健全な運営及び整備の促進を図るため、横浜市墓地運営等基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

改正部分：下線部

5 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

(仮称) 舞岡地区新墓園 施設概要

名 称	(仮称) 舞岡地区新墓園	
所 在 地	横浜市戸塚区舞岡町字下谷 279 番の 2 ほか	
敷 地 面 積	約 4.7ha	
施 設 概 要	芝生型墓地	約 6,000 区画
	樹木型墓地	約 1,500 体
	樹林型墓地	約 1,500 体
	慰霊碑型納骨施設	約 10,000 体
	その他施設	合葬墓 (無縁用)、管理棟、駐車場約 300 台
スケジュール (予 定)	平成 28 年度	基本設計、地質調査
	平成 29 年度	実施設計、都市計画決定、用地買替
	平成 30 年度	造成工事、建築工事
	平成 32 年度以降	供用開始

横浜市墓地運営等基金の仕組み(基金の財源と使途)

